

北九州市重度障害者大学等進学支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供することで、障害者の社会参加を促進することを目的として実施する北九州市重度障害者大学等進学支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「支援員」とは、第16条1項に規定する要件に該当する者とする。

2 この要綱において「支援給付費」とは、第7条に規定するサービス提供費から第17条に規定する費用負担額を控除した費用をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、北九州市内に居住し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 重度訪問介護利用者もしくはそれに準ずる者
- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない者
- (3) 学修の意欲があり、適切に単位を習得する者

(大学等の要件)

第4条 本事業の対象となる「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学も含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校）とし、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

(事業内容)

第5条 本事業は、第3条の要件に該当する者に対して、事業者から派遣される支援員によって提供される、大学等への通学や学校内の活動（排泄や食事等）における支援に要する費用（以下「サービス提供費」という。）について、毎年度、予算の範囲内で支援給付費を当該障害者に支給することにより実施することとする。

(派遣時間)

第6条 支援員の派遣の時間は、30分を単位とする。

2 派遣する時間は、自宅から大学等までの通学時間及び大学等の授業日程等から、必要な時間を月単位で決定する。

(事業に要する費用)

第7条 サービス提供費は、派遣時間が年間500時間以上の者については、別表第一に定めるとおりとする。

2 派遣時間が年間500時間以内の者については、サービス提供費は別表第二に定めるとおりとする。ただし、この場合のサービス提供費の上限は年間80万円とする。

3 年間の派遣時間が500時間以内と計画していた支給決定障害者が、年度途中で500時間を超えた場合は、支給開始日に遡って、別表第一のサービス提供費を適用する。

(支給決定)

第8条 この要綱の規定により支援給付費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式、別記第2号様式及び障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の運営規定及び支援計画等を添えて、福祉事務所長に申請しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援給付費の支給の要否並びに支給する場合の支給時間及び支給期間等の決定を行うものとする。

3 福祉事務所長は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかにその内容を記載した書面（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

4 第2項の支給期間は、同項の規定により支援給付費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を行った日から直近の3月末日までとする。

(支給決定の変更)

第9条 前条の規定は、支給決定を受けた者（以下「支給決定障害者」という。）が現に受けている支給決定の内容について変更を必要とする場合において準用する。

(支給決定の取消し)

第10条 福祉事務所長は、支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 本事業の利用を辞退したとき
- (3) 大学等を卒業又は退学したとき
- (4) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- (5) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき
- (6) その他福祉事務所長が不適当と認めたとき

2 福祉事務所長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、別記第4号様式により当該取消しに係る支給決定障害者に対してその旨を通知するものとする。

(届出事項)

第11条 支給決定障害者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を福祉事務所長に届けなければならない。

- (1) 本事業の利用を辞退するとき

- (2) 大学等を卒業又は退学したとき
- (3) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- (4) 支給決定障害者の住所、氏名又は世帯構成員等に変更があったとき
- (5) 大学等を停学又は休学したとき

(派遣開始の届出)

第12条 支給決定障害者は、支援員の派遣を開始するときは、支援員の受入れについて大学等から承諾を得るとともに、その旨の証明を受けた別記第5号の様式を福祉事務所長に提出しなければならない。

(派遣契約)

第13条 支給決定障害者は、事業者に支援員の派遣を依頼するときは、別記第3号様式を当該事業者に提示し、当該事業者と支援員の派遣について契約を締結しなければならない。

(派遣終了の届出)

第14条 支給決定障害者は、大学等を卒業、退学、停学又は休学等したときは、速やかに別記第6号様式を福祉事務所長に提出しなければならない。

(事業者)

第15条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の居宅介護又は重度訪問介護の事業者として福岡県知事又は北九州市長等より指定を受けている事業者であって、第8条第3項の規定により支給決定障害者に通知された者が行うものとする。

- 2 事業者は、大学等及び福祉事務所等の関係機関との緊密な連携を図ることにより、支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- 3 事業者は、支給決定障害者に対して支援員を派遣したときは、支援内容等について支援記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。
- 4 事業者は、支援員が派遣に従事する時間について、労働基準法等の関係法令に従い、適切なものとなるよう留意しなければならない。

(支援員)

第16条 支援員は、当該支給決定障害者の命の危険回避のための支援を行うことができる者でなければならない。

- 2 支援員は、派遣に従事する際には大学等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、支給決定障害者又は大学等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 支援員は、定められた活動時間中は、その業務に専念しなければならない。
- 4 支援員は、活動時間中に物品のあっせん、販売その他この事業の実施に支障を来す行為をしてはならない。

(費用負担)

第17条 支援員の派遣を受けた支給決定障害者が負担する額（以下「費用負担額」という。）は、別表

第一の規定に基づき算定したサービス提供費に100分の10を乗じた額とする。

- 2 支給決定障害者が同一の月に受けた支援員の派遣に係る費用負担額の合計額が、別表第三に規定する支給決定障害者の属する世帯の収入状況に応じた費用負担上限月額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における支援員の派遣に係る費用負担額は、当該費用負担上限月額とする。

(費用負担額の受領)

第18条 事業者は、支給決定障害者に対して支援員の派遣を行ったときは、当該支給決定障害者から前条の規定により算定した費用負担額の支払を受けるものとする。

(領収証の交付)

第19条 事業者は、前条の規定により支給決定障害者から支援給付費又は費用負担額の支払を受けたときは、当該支給決定障害者に対して、領収証を発行しなければならない。

(支援給付費の支給)

第20条 市長は、支給決定障害者が、第8条第2項及び同条第4項の規定により決定された支給期間において、事業者から支援員の派遣を受けたときは、当該支給決定障害者に対して、当該支援員の派遣に係る支援給付費を支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給決定障害者が別記第7号様式により支援給付費の請求及び受領について事業者に委任したときは、市長は、当該支給決定障害者に支払うべき支援給付費を当該支給決定障害者に代わり当該事業者に支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該支給決定障害者に対して支援給付費の支給があったものとみなす。

(支払請求)

第21条 支給決定障害者が前条第1項の規定により支援給付費の支払を受けようとするときは、支給決定障害者は支援員の派遣を受けた日の属する月の翌月の15日までに、領収書等支払額が分かる書類、別記第10号様式別記第11号様式及び別記第12号様式を福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定により、支給決定障害者が支援給付費の受領を事業者に委任したときは、事業者は支援員の派遣を行った日の属する月の翌月の15日までに、別記第8号様式、別記第9号様式及び別記第10号様式を福祉事務所長に提出しなければならない。
- 3 市長は、事業者又は支給決定障害者から1項から2項の請求があった場合は、これを審査し適当であると認めたときは、請求があった日から30日以内に支払うものとする。
- 4 事業者は、前条第2項の規定による支払を受けたときは、当該支払に係る支援員の派遣を受けた支給決定障害者に対して、支援給付費として受領した旨を通知しなければならない。

(不正利得)

第22条 市長は、偽りその他不正の手段により支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、当該支援給付費の支給に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 市長は、事業者が偽りその他不正の手段により支援給付費の支払を受けたときは、当該事業者に対し

て、その支払った額につき返還させることができる。

(秘密の保持)

第23条 事業者の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給決定障害者及び当該支給決定障害者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支給決定障害者及び当該支給決定障害者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(調査及び指導監督)

第24条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、支給決定障害者又は当該支給決定障害者の配偶者若しくは配偶者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、事業者又はその従事者若しくは従事者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、又は本事業を行う事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は隨時に行う調査及び指揮監督に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 前各項規定に基づく調査及び指導監督を行う場合は、当該職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第一（第7条関係）

所要時間	サービス提供費
30分以上1時間未満	1, 140円
1時間以上1時間30分未満	2, 270円
1時間30分以上2時間未満	3, 410円
2時間以上2時間30分未満	4, 540円
2時間30分以上3時間未満	5, 680円
以後30分ごとに加算	1, 140円

別表第二（第7条関係）

所要時間	サービス提供費
30分以上1時間未満	1, 960円
1時間以上1時間30分未満	3, 920円
1時間30分以上2時間未満	5, 880円
2時間以上2時間30分未満	7, 840円
以後30分ごとに加算	1, 960円

別表第三（第17条関係）

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護等	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯の支給認定障害者で、合算市民税所得割額が16万円未満の者	9, 300円
	20歳未満の指定障害者支援施設入所者及び療養介護の支給決定者で、合算市民税所得割額が28万円未満の者	
	市民税課税世帯の支給認定障害児で、合算市民税所得割額が28万円未満の者	4, 600円
	市民税課税世帯で、上に掲げる者以外の者	37, 200円

備考

- 1 費用負担上限月額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条の規定に準じて、上記のとおり支給決定障害者の属する世帯の収入状況に応じた額とする。

2 費用負担額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項の規定に準じ、所得の区分に応じて負担上限月額を設定する。

ただし、北九州市要綱に基づく移動支援事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業に係る費用負担額に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第2号の規定により負担する額を加えた額は、別表第三の負担上限月額を超えない範囲内の額とする。

3 別表第三における世帯の範囲（支給決定障害者の区分における生活保護等は除く。）は、支給決定障害者が、18歳以上のときは当該支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一世帯に属する配偶者とし、18歳未満のときは当該支給決定障害者及び当該支給決定障害者と同一の世帯に属する者とする。